

第 6 次清川村行政改革大綱

令和 2 年 11 月

清 川 村

1 第6次清川村行政改革大綱策定について

(1) これまでの行政改革の取組

本村では、昭和 61 年 3 月に清川村行政改革基本方針を策定して以降、平成 31 年度まで第 5 次にわたって行政改革に取り組んでいます。第 1 次から第 5 次までの行政改革の取組では、その時々における村民のニーズや社会経済情勢を踏まえるとともに、村民と行政を取り巻く環境を勘案し、重点項目を定め、その達成を目指してきました。

《行政改革に関する方針の策定経過》

○ 昭和 61 年 3 月	清川村行政改革基本方針	策定
○ 平成 8 年 12 月	清川村行政改革大綱	策定
○ 平成 12 年 3 月	第 2 次清川村行政改革大綱	策定
○ 平成 17 年 3 月	第 3 次清川村行政改革大綱	策定
○ 平成 22 年 3 月	第 4 次清川村行政改革大綱	策定
○ 平成 27 年 11 月	第 5 次清川村行政改革大綱	策定

(2) 策定の背景

ア 人口減少・少子高齢化の進行

本村の総人口は、国勢調査における人口推移をみると、平成 2 (1990) 年の 3,549 人をピークに減り続けており、直近の平成 27 (2015) 年国勢調査では、3,214 人まで減少しています。

平成 30 (2018) 年 3 月 30 日に国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年推計)」によると、30 年後の本村は、総人口が現在より 35% 減少すると予想されています。また、高齢化率は 48.3% (村民の 2 人に 1 人が 65 歳以上: 老年人口) となり、将来を担う人口 (14 歳以下: 年少人口) と働き手の人口 (15 歳~64 歳: 生産年齢人口) は現在の約半分になると予測されています。

村では、平成 26 年 3 月に策定した清川村総合計画基本構想においては、令和 5 年の将来目標人口を 3,500 人にするという目標値を設けており、これを達成するために地方創生に関する様々な取組を進めています。しかしながら、高齢化率の上昇に伴う医療や介護などの社会保障費の負担の増加や、生産年齢人口の減少に伴う村税収入の減少などを見据え、人口減少を前提とした行財政基盤の安定化に備えていく必要があります。

イ 多様化するニーズに対する担い手の減少

人口減少・少子高齢化の進行、情報化の進展の中、産業・雇用、防災や社会基盤整備、福祉や教育、コミュニティのあり方など社会経済情勢は目まぐるしく変化しています。

民間と公共の別を問わず、様々な分野において担い手不足が顕著化しており、今後も多様化するニーズへの対応が懸念されます。地方分権改革の進展により、業務の高度化・複雑化が進む中、限られた職員で行政サービスの質の向上を目指すには、職員の人材育成はもとより、職務能力を活かした適正配置を含めた、職員数の適正化に目を向ける必要があります。

担い手の減少により、一人ひとりの負担が増大する課題に対して、働き方改革も含め、多角的な取組が必要となると考えられます。自助・共助・公助の原理に基づき、新たな主体も取り込みながら協働による公共サービスを推進するとともに、技術革新による AI^{*1}や RPA^{*2}等の活用を積極的に研究し、活用していく必要があります。

ウ 財政運営の基盤となる収入の減少

今後の人口減少を鑑みると依然として、厳しい財政状況が続くものと考えられます。また、人口減少・少子高齢化に伴う担税能力の減少とともに、地域における消費の縮小による村税収入等の減少など、自主財源の確保も課題となっています。

このため、常にスクラップアンドビルドを意識した事務事業の見直し等を進め、限られた職員数で効果的・効率的な行財政運営を行う必要があります。国等の動向を注視した有利な財源の確保等、積極的な歳入対策を講じながら、バランスの取れた財政基盤を備えていくことが求められています。

(3) 行政改革の必要性

このような本格化した国の経済政策や社会保障対策、人口減少社会の到来などからも、現在は社会環境の転換期にあると考えられます。

今後、より良い本村の未来を築くためには、これまで実施してきた改革を継続しながらも中長期的な経営戦略に主眼を置き、時代の変化を的確に捉える体制を整えることが必要です。そこで、行政が保有する経営資源をどのような仕組みで、どのように配分し、どのように投資するのかといった選択と集中の考えに基づき、最適な管理・運用のもと、組織目標や事業目標を達成する「経営管理」の視点が必要になります。

2 清川村行政改革大綱の位置付け

清川村総合計画を着実に推進し、経営資源の最適化を図るための大綱とします。

3 基本方針

経営という視点で行財政運営を考慮すると、短期的に効果を生み出す取組だけでなく、10年先、20年先の将来に効果が現れる取組を実施するほか、急激な人口構造の変化や更なる地方分権の推進などの課題に対応する必要があります。

そのために、清川村行政改革大綱は、持続可能な村づくりの推進を目的として策定し

¹ AI…人工知能(Artificial Intelligence)のこと。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術を指す。

² RPA…ロボティック・プロセス・オートメーションのこと。事業プロセスをプログラムが代行・自動化する概念を指す。

ています。

(1) 村民参加と協働の推進

行政への村民参加及び協働の推進のため、村民が積極的に村づくりに取り組むことができる環境整備を図り、公共サービスの向上につなげていくことができるよう、次の取組を実施します。

ア 村民参加による村づくりの推進

村民の誰もが参加できる「住民懇談会」は、村政に対する村民の意見・要望を直接聴聞し、施策や事務事業に反映する重要な役割を担っています。また、「村長への手紙」やインターネットを活用した広聴事業でも、村民のニーズを的確に捉えた新規事業の組み立てや既存事業の見直しの道標として活用しています。

今後も広く広聴事業への参加を促して、村民等から聴聞した意見・要望は集約し、庁内で共有するなど、村民主体による村づくりをさらに推進するとともに、重要な施策・計画の決定について、住民からの意見聴取とそれを反映する仕組みを引続き推進していきます。

イ 地域コミュニティと協働の推進

住民自治の実現に向け、地域住民が自ら考えて活動するなど、自主的・自立的な村づくりを推進するため、地域と村の役割分担や地域活動の仕組みづくり、拠点施設のあり方などの支援体制を確立します。

(2) 効率的かつ健全な行財政運営の推進

将来にわたって安定的に行財政運営を行うためには、経営資源である財源や人材を積極的に確保・育成するとともに、適切に管理、運用する必要があるため、次の取組を実施します。

ア 効率的・効果的な業務及び組織の運営

事務執行においては、限られた人材を有効活用するため、人的資源の柔軟な活用が求められます。増加傾向にある定年退職者の状況や、中堅層職員数の空洞化などの現状を踏まえ、事務の委託化、指定管理者制度の活用や新たな先端技術の導入など、簡素で効率的な行政運営を推進します。

イ 働き方改革の推進

組織の力を十分に発揮するためには、組織を構成する「人」の力を最大限に引き出すことが必要です。

現在、研修による能力開発や職場環境の向上、個々の能力や実績を重視した人事評価など、様々な取組を行っているところですが、これまで以上に質の高い行政サービスを提供するためには、職員の更なるスキルアップや意識改革が重要です。

職員がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等に係る時間が持て、健康で豊かな生活ができるよう、職場環境の改善をより一層図ります。

ウ 健全な財政の推進

健全な財政を保持するために、各種使用料や手数料について、受益者負担の適正化を推進するほか、「公共施設等総合管理計画」に基づき公共施設等の効率的な施設管理を実施することで、維持管理に係る経費の削減を図るほか、各種団体等に対する負担金・補助金については、透明性を確保する観点からも必要性を見極め、常に見直しを行います。

また、持続可能な行財政運営を推進するためには、歳出を抑制するだけでなく、財源の確保が重要となるため、国や県の補助金等を積極的に活用し、特定財源の確保に努めるほか、村の債権を適切に収納管理するため、引き続き、住民税や固定資産税などの税、国民健康保険料や保育料などの料を確実に収納するための取組を実施します。

4 取組期間

第5次行政改革大綱までは5年の計画期間を定めていましたが、清川村総合計画を着実に推進するためには、継続的に取り組んでいく必要があることから、第6次行政改革大綱には取組期間を設けず、必要に応じての改定を行う長期的な経営戦略とします。

5 実施計画

第6次清川村行政改革大綱の具現化に向け、実施すべき項目について計画的かつ着実に推進するため、取組内容や実施期間などを示す実施計画を策定します。

また、毎年度、ローリング方式による進行管理を実施し、必要に応じて見直します。

6 推進体制

(1) 清川村行政改革推進会議

住民の要請に応えた簡素で効率的な開かれた行政運営の改革の推進を図るための庁内組織で、策定に関することを所掌します。

(2) 清川村行政改革推進会議幹事会

清川村行政改革推進会議における審議事項に係る原案の作成及び提出に関することを所掌します。

(3) 行政改革推進委員会

附属機関である委員会に清川村行政改革大綱の進捗状況について定期的に報告し、意見を伺いながら取組を推進します。